

令和2年度第1回国営旭東土地改良事業千代ヶ岡・就実地区換地委員会 会議録

日時	令和2年7月8日（水） 午後1時30分～午後4時00分	
場所	旭川市西神楽1線18号 旭川土地改良区会議室	
出席者	委員	6名（敬称略：名簿順） 山田委員長，滝沢副委員長，小畑委員，森谷委員，安田委員，前田委員
	事務局 （市側）	5名 農林整備課（鷲見国営農地整備担当課長，富田補佐，近藤補佐， 宮崎主査，山口会計年度任用職員（報告第2号までの事務補助））
欠席者	委員	1名（敬称略）宮崎委員
会議の公開・非公開の別	議案第5号及びその他を除き公開	
傍聴者	なし	
議事	<p>(1)開会</p> <p>(2)委員紹介</p> <p>(3)事務局紹介</p> <p>(4)報告及び議案</p> <p>ア 報告第1号 旭川市換地委員会条例及び国営旭東土地改良事業千代ヶ岡・就実地区換地委員会設置要綱の制定について</p> <p>イ 報告第2号 千代ヶ岡・就実換地区の概要について</p> <p>ウ 議案第1号 委員長及び副委員長選出について</p> <p>エ 議案第2号 会議ルールについて，会議録署名人の選出について</p> <p>オ 議案第3号 換地委員会の役割について</p> <p>カ 議案第4号 換地設計基準（案）及び換地清算金算定基準（案）の検討について</p> <p>キ 議案第5号 土地評価項目の検討及び従前の土地の確認について</p> <p>(5)その他 今後の予定について</p> <p>(6)閉会</p>	
会議資料	資料1 国営旭東土地改良事業千代ヶ岡・就実地区換地委員会委員及び事務局名簿	
会議資料	資料2 旭川市換地委員会条例	
	資料3 国営旭東土地改良事業千代ヶ岡・就実地区換地委員会設置要綱	
	資料4 千代ヶ岡・就実地区の概要について	

	<p>資料 5 国営旭東土地改良事業千代ヶ岡・就実地区換地委員会会議ルール(案) ほか</p> <p>資料 6 換地委員会の役割について</p> <p>資料 7 換地設計基準(案)</p> <p>資料 8 換地清算金算定基準(案)</p> <p>資料 9 土地調査カード(案)及び等位別価格表(案)ほか</p> <p>資料 10 千代ヶ岡・就実地区換地委員会スケジュール</p>
--	---

議事内容等	決定事項及び委員の意見等
1 開会	委員出席数6名で過半数出席のため会議成立により、事務局が開会を宣言した。
2 委員紹介	資料1に基づき、名簿順に委員を紹介し、各委員が自己紹介を行った。
3 事務局紹介	資料1に基づき、名簿順に事務局員を紹介した。
4 報告及び議案	
ア 報告第1号 旭川市換地委員会条例及び国営旭東土地改良事業千代ヶ岡・就実地区換地委員会設置要綱の制定について	<p>資料2及び資料3に基づき説明。</p> <p>委員からの意見及び質問</p> <p>意見及び質問なし。</p>
イ 報告第2号 千代ヶ岡・就実換地区の概要について	<p>資料4に基づき説明。</p> <p>委員からの意見及び質問</p> <p>意見及び質問なし。</p>

<p>ウ 議案第 1 号 委員長及び副委員長選出について</p>	<p>委員から事務局案を示してほしいとの意見を受け、委員長に旭東地区国営緊急農地再編整備事業千代ヶ岡・就実地区推進期成会会長を務める山田孝委員を推薦し、副委員長は委員長が指名推薦することを提案した。異議がなかったため、山田委員の委員長就任が決定した。</p> <p>委員長の就任あいさつの後、議事の進行は委員長が行った。</p> <p>事務局案に基づき、委員長が副委員長として、滝沢委員を指名し、副委員長就任が決定した。その後、副委員長就任のあいさつを行った。</p>
<p>エ 議案第 2 号 会議ルールについて、会議録署名人の選出について</p>	<p>資料 5 に基づき説明。</p> <p>委員からの意見及び質問</p> <p>意見及び質問なし。</p> <p>議案第 2 号可決後、委員長が会議録署名人として小畑委員と森谷委員を指名した。</p>
<p>オ 議案第 3 号 換地委員会の役割について</p>	<p>資料 6 に基づき、パワーポイントを用いて説明。</p> <p>委員からの意見及び質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就実地区については、工事期間が 3 年間と聞いているが、1 年目に工事する農区と 3 年目に工事する農区にそれぞれ耕作地がある場合、農地の集約化は可能ですか。 <p>事務局の回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての農区で設計が完了した後に、換地計画案を話し合っただけであれば可能と思われます。 ・制度上は換地区内であれば、換地をして集約化することは可能ですが、1 年目の工事期間に休耕する従前地を、別の年に工事する農区に換地する場合、工事完了までの間、耕作面積が減少するという事も考えられます。工事期間の 1 年間だけ休耕して、夏期施工促進費の給付を受け、工事完了後の翌年から作付けすることを原則として考えると、現実的には工事する農区内での換地でなければ難しいのではないかと考えます。 <p>委員からの意見及び質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就実地区は耕作者が減少する中、農地を守るために、飛び地であっても耕作できる者が売買で農地を引き受けてきた経過があり、この事業で飛び地を集約したいという要望があります。農区内だけの換地では、集約としては不十分ではないでしょうか。 <p>事務局の回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就実地区のすべての設計が完了した後、換地計画案を立て、単年度で施工できれば集約が図られると考えますが、事業主体の計画もあるので、単年度施工の可能性について確認したいと思います。

	<p>委員からの意見及び質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工が3年かかる場合でも、すべて設計ができあがっていれば、それにあわせて地元で誰がどこを耕作するかという話し合いができ、就実地区全体の集約が図られると考えます。
暫時休憩	
<p>カ 議案第4号 換地設計基準(案)及び換地清算金算定基準(案)について</p>	<p>土地連が作成した換地設計基準に関する映像資料視聴後、事務局が資料7及び資料8に基づき説明。</p> <p>委員からの意見及び質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地が減ると聞きましたが、共同減歩とは何ですか。 <p>事務局の回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用水路がパイプライン化され、農道に埋設されることや、用排水路が分離されることから、土地改良施設が増加する分の面積を、みなさんの農地から充当するという事です。 <p>委員からの意見及び質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地は増えないし減らないと聞いていましたが、共同減歩で減るということですね。このことを知らない農家も多いと思います。どのくらい減歩されるのですか。 <p>事務局の回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換地区全体の設計ができなければ、具体的な減歩率は回答できません。 <p>委員からの意見及び質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従前地評価のための標準地は千代ヶ岡と就実でそれぞれ設定するのですか。 <p>事務局の回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換地区内で最も高い価格の土地を標準地とするので、千代ヶ岡と就実をあわせて1か所となります。土地一筆というよりは、地価の高い区域を標準地区域として設定することになります。
<p>エ 議案第5号 土地評価項目の検討及び従前の土地の確認について</p>	非公開
4 その他	非公開
5 閉会	